

指定通所介護運営規程

御幸デイサービス愛

(事業の目的)

第1条 株式会社ファイブワンが開設する御幸デイサービス愛（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適切な通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 事業の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 御幸デイサービス愛

(2) 所在地 福山市御幸町大字下岩成83-1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

(2) 生活相談員 1名以上配置（営業日ごとに）

(3) 看護職員 1名以上配置（営業日ごとに）

(4) 介護職員 時間数換算44時間以上配置

(5) 機能訓練指導員 1名以上配置

2 前項に規定する従業者の職務は、次のとおりとする。

(1) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) 生活相談員は、利用者の生活指導を中心にサービス利用について相談及び助言を行うとともに、利用者の利用調整、通所介護計画の作成等を行う。

(3) 看護職員は、利用者の健康状態の確認を中心に、サービス利用について指導及び助言を行う。

(4) 介護職員は、入浴及び食事の介助その他日常生活上の世話を中心に、サービス提供にあたる。

(5) 機能訓練指導員は、機能訓練を中心にサービス利用について指導及び助言を行う。

(営業日・休業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日・休業日及び営業時間等は、次の通りとする。

(1) 営業日 日曜日から土曜日

(2) 休業日 年中無休

(3) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。

(4) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時10分までとする。(延長サービスあり)

(事業の利用定員)

第6条 事業の利用定員は次のとおりとする。

1単位 40人(毎日) (介護予防通所介護相当サービス含む)

(事業の内容)

第7条 指定通所介護は、次の業務を行う。

(1) 入浴

(2) 食事の提供

(3) 生活等に関する相談・助言

(4) 健康状態の確認

(5) その他利用者に必要な日常生活上の世話

(6) 日常生活動作の機能訓練

(7) 送迎

(利用料その他の費用の額)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 通常の事業の実施地域外の地域に居住する利用者に対して送迎する場合は、実施地域を越えた地点から1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。

3 食費 500円/1食

おやつ代 30円/1回

おむつ代 (はくパンツ・パンパースタイプ)・尿とりパット 実費

4 前2項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名捺印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の実施地域は、福山市の区域とする。

(衛生管理等)

第10条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（虐待防止に関する事項）

第11条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（業務継続計画の策定等）

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知徹底するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体拘束について）

第13条 事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行わない。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者又は利用者の家族等に対して説明し同意を得たうえで、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがある。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行う。また、事業所として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行う。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限る。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及

ぶことを防止することができない場合に限る。

- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解く。

(地域との連携等)

第14条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して事業を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても事業の提供を行うよう努めるものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第15条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 利用者の行動が他の利用者の生活及び機能訓練に影響を与えないこと。
(2) 利用者の伝染性疾患により他の利用者の生活又は健康に影響を与えないこと

(緊急時等における対処方法)

第16条 指定通所介護従業者は、事業を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第17条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、全ての通所介護事業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、指定通所介護従業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
(2) 継続研修 年2回
(3) その他の研修

- 2 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 3 従業者は職務上知りえた利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 4 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、株式会社ファイブ

ワンと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

この規程は、平成22年3月1日から施行する。

この規程は、平成22年5月1日から施行する。

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

この規程は、平成23年2月1日から施行する。

この規程は、平成23年3月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

この規程は、平成26年9月26日から施行する。

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和1年10月1日から施行する。

この規程は、令和1年11月1日から施行する。

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

この規程は、令和4年2月1日から施行する。

この規程は、令和5年2月1日から施行する。

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

指定介護予防相当通所事業運営規程

御幸デイサービス愛

(事業の目的)

第1条 株式会社ファイブワンが開設する御幸デイサービス愛（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防相当通所事業（以下「事業」という。）は、居宅において要支援相当状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 事業の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

(1) 名 称 御幸デイサービス愛

(2) 所在地 福山市御幸町大字下岩成83-1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

(2) 生活相談員 1名以上配置（営業日ごとに）

(3) 看護職員 1名以上配置（営業日ごとに）

(4) 介護職員 時間換算数44時間以上配置

(5) 機能訓練指導員 1名以上配置

2 前項に規定する従業者の職務は、次のとおりとする。

(1) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) 生活相談員は、利用者の生活指導を中心にサービス利用について相談及び助言を行うとともに、利用者の利用調整、事業計画書の作成等を行う。

(3) 看護職員は、利用者の健康状態の確認を中心に、サービス利用について指導及び助言を行う。

(4) 介護職員は、入浴及び食事の介助その他日常生活上の支援を中心に、サービス提供にあたる。

(5) 機能訓練指導員は、機能訓練を中心にサービス利用について指導及び助言を行う。

(営業日・休業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日・休業日及び営業時間等は、次の通りとする。

(1) 営業日 日曜日から土曜日

(2) 休業日 年中無休

(3) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。

(4) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時10分までとする。

(事業の利用定員)

第6条 事業の利用定員は次のとおりとする。

1単位 40人(毎日) (通所介護含む)

(事業の内容)

第7条 事業は、次の業務を行う。

(1) 入浴

(2) 食事の提供

(3) 生活等に関する相談・助言

(4) 健康状態の確認

(5) その他利用者に必要な日常生活上の支援

(6) 運動器機能向上

(7) 送迎

(利用料その他の費用の額)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、福山市長が定める基準によるものとする。

2 通常の事業の実施地域外の地域に居住する利用者に対して送迎する場合は、実施地域を越えた地点から1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。

3 食費 500円／1食

おやつ代 30円／1回

おむつ代 (はくパンツ・パンパースタイプ)・尿とりパット 実費

4 前2項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名捺印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の実施地域は、福山市の区域とする。

(衛生管理等)

第10条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げ

る措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（虐待防止に関する事項）

第11条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（業務継続計画の策定等）

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知徹底するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体拘束について）

第13条 事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行わない。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者又は利用者の家族等に対して説明し同意を得たうえで、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがある。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行う。また、事業所として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行う。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限る。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限る。

- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解く。

(地域との連携等)

第14条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して事業を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても事業の提供を行うよう努めるものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第15条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 利用者の行動が他の利用者の生活及び機能訓練に影響を与えないこと。
(2) 利用者の伝染性疾患により他の利用者の生活又は健康に影響を与えないこと。

(緊急時等における対処方法)

第16条 事業従業者は、事業を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第17条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、全ての通所介護事業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、指定通所介護従業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
(2) 継続研修 年2回
(3) その他の研修

- 2 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 3 従業者は職務上知りえた利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 4 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、株式会社ファイブワンと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年6月1日から施行する。
- この規程は、平成27年8月1日から施行する。
- この規程は、平成27年11月1日から施行する。
- この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- この規程は、平成28年7月1日から施行する。
- この規程は、平成28年8月1日から施行する。
- この規程は、平成28年12月1日から施行する。
- この規程は、平成29年6月1日から施行する。
- この規程は、平成29年9月1日から施行する。
- この規程は、平成29年10月1日から施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程は、令和1年10月1日から施行する。
- この規程は、令和1年11月1日から施行する。
- この規程は、令和3年7月1日から施行する。
- この規程は、令和4年2月1日から施行する。
- この規程は、令和5年2月1日から施行する。
- この規程は、令和6年7月1日から施行する。
- この規程は、令和6年10月1日から施行する。